

県立特別支援学校給食等管理ソフトウェア導入業務仕様書

1 業務内容

(1) ソフトウェアのアンインストール

業務期間内において県が指定した日に、現在、下記の県立特別支援学校で使用している(株)コーエイコンピュータシステムの開発したソフトウェア「E I B U N L I T E Ver 1 特別支援学校版」のアンインストールを行うこと。

(2) ソフトウェアのインストール

業務期間内において県が指定した日に、(株)コーエイコンピュータシステムの開発したソフトウェア「E I B U N L I T E Ver 2 特別支援学校版」(以下「栄養管理ソフトウェア」という。) の県所有のパソコン (特別支援学校給食等管理ソフトウェアを使用している下記の県立特別支援学校が各校 1 台所有している PC。以下、「クライアント PC」という。) へのインストールを行うこと。また、栄養管理ソフトウェアの動作に必要なソフトウェア等のインストール・各種設定を行い、クライアント PC 上で栄養管理ソフトウェアを問題なく動作させること。

なお、クライアント PC の仕様は次のとおり。

OS : Windows11

ブラウザ : Microsoft Edge

Excel : Microsoft365

(3) 献立データの移行

各校で現在使用している「E I B U N Lite Ver 1 特別支援学校版」に保存してある献立データ及び山形県独自の帳票 (検食簿、発注書、検収表、支払表、人数表、献立指示表、献立表 (カレンダー型) 等) を「E I B U N L I T E Ver2 特別支援学校版」において使用できるよう、献立データの変換・移行を行うこと。

(4) 帳票等の仕様の変更について

山形県独自の帳票として、発注画面で編集した発注量を指示書へ連動させるようシステムの変更を行うこと。

2 設置場所

県立特別支援学校

学 校 名	所 在 地
山形聾学校	山形市大字谷柏 2 0
上山高等養護学校	上山市宮脇 6 0 0
ゆきわり養護学校	上山市河崎三丁目 7 の 1
新庄養護学校	新庄市大字金沢字金沢山 1 8 9 4 の 4
鶴岡養護学校	鶴岡市大塚町 5 の 4 4
鶴岡高等養護学校	鶴岡市稲生一丁目 2 0 の 3 3

3 履行期限

令和 8 年 12 月 28 日 (月)

4 その他

- (1) 業務終了後、作業内容について記載した業務完了報告書をすみやかに提出すること。
- (2) 栄養管理ソフトウェアが正常に動作することを確認し、その旨を業務完了報告書に記載すること。
- (3) 令和8年12月28日(月)までに、栄養管理ソフトウェアの運用マニュアル及び操作マニュアル等(初期登録、食材及び発注業者の登録、献立の作成、人数登録、発注作業、各種帳票印刷、各種資料作成、バックアップ作業、その他機能について網羅したもの)についてWebにて講習会を実施するとともに、電子媒体(CD-R 又はDVD-R)を配布すること。
- (4) この仕様書は、設定作業について大要を示すものであるから、この仕様書に定められていない事項であっても業務遂行上必要と認められるものについては、これを実施するものとする。なお、仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (6) 各県立特別支援学校において作業を行う場合は、各施設の管理責任者等の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。
- (7) 業務実施により知り得た個人情報等各種情報について、漏えい、滅失、事故等の予防に十分に留意し、その管理を徹底すること。なお、情報漏えい防止の観点から、情報の管理状況を県が定期的又は随時確認する場合があるため、これに対応すること。
- (8) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。